

令和2年分(令和3年度) 所得税確定申告・町県民税申告



— 新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力ください —

所得税や町県民税の申告相談会場は、例年大変混雑します。

会場での3密(密集・密接・密閉)を避けるとともに、滞在時間を短くするため、今年は、申告会場の変更(役場庁舎への集約)や事前予約制導入などの対策を講じます。

町の会場で申告される皆さんにはお手数をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。また、申告会場の混雑緩和のため、郵送や電子申告などの方法も併せてご検討ください。

笠松町 所得税確定申告・町県民税申告会場

申告会場は役場1か所です ※松枝公民館・総合会館での会場開設は行いません

申告会場 役場4階大会議室 特設会場

開設期間 **2月16日(火)～3月15日(月)** ※土・日曜日、祝日を除く

開設時間 午前9時～午後4時 ※正午～午後1時を除く

町の会場での申告には事前予約が必要です

受付時間を事前予約のうえ、予約した時間までに申告会場へお越しください。なお、予約日時の変更やキャンセルは、必ず電話にて事前連絡をお願いします。

電話予約方法

①税務課(☎388-1112)に電話し、「申告の予約をしたい」旨を伝えていただくと、予約担当につながります。

②予約担当に次の予約内容を伝えてください。

(ア)予約者(電話をかけているご本人さま)の
氏名・住所・電話番号

(イ)来庁者(当日会場にお越しになる方)の
氏名・住所・電話番号

(ウ)申告者(申告される方)の氏名・住所

※ご家族の場合、受付時間1枠につき複数名予約可

※(ア)→(イ)→(ウ)の順番にお伝えください

③お伝えする予約番号をお控えください。

予約受付期間 1月18日(月)～3月15日(月)
午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日を除く

※3月15日(月)は午後3時で予約受付終了

※予約状況によっては、ご希望に添えない場合があります

受付時間

申告期間:2月16日(火)～3月15日(月)	
午前の部	午後の部
① 9:00～ 9:30	⑦ 13:00～13:30
② 9:30～10:00	⑧ 13:30～14:00
③ 10:00～10:30	⑨ 14:00～14:30
④ 10:30～11:00	⑩ 14:30～15:00
⑤ 11:00～11:30	⑪ 15:00～15:30
⑥ 11:30～12:00	⑫ 15:30～16:00

※一時所得、配当所得、譲渡所得、準確定申告(亡くなられた方の申告)、住宅ローン控除(適用の初年度のみ)、繰越損失の申告、雑損控除、青色申告、令和元年前の申告は町の会場では受付できませんので、税務署会場にて申告してください。

「収支内訳書」、「医療費控除の明細書」の事前作成にご協力を

事業所得（農業、製造業、卸売・小売業などの個人事業者の所得や、貸家・貸地・貸駐車場などの不動産所得）がある方は「収支内訳書」、医療費控除を申告される方は「医療費控除の明細書」の事前作成にご協力ください。

いずれの書類も町の申告会場での代行作成は行いませんので、会場における長時間滞在を防ぐためにも、ご自宅での事前作成をお願いします。

※「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」の用紙は国税庁のホームページからダウンロードできます。
（令和2年分は、令和3年1月上旬公開予定）



国民健康保険加入の皆さんへ

「医療費のお知らせ」通知を 医療費控除申告に使用する場合の 留意事項

「医療費のお知らせ」通知は、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。「医療費のお知らせ」通知の送付には、受診から3～4か月かかりますので、確定申告の時期に間に合わない11月と12月診療分は、領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付する必要があります。

〒住民課 ☎388-1115

利用者識別番号の事前取得にご協力を

町の申告会場で所得税の確定申告をする場合、申告する方の利用者識別番号（ID:16桁の番号）が必要です。利用者識別番号を取得されていない方は、国税庁のホームページより事前取得をお願いします。

すでに取得された方は、利用者識別番号がわかるもの（番号がわかればメモでも構いません）をご持参ください。

【例】

- ・ 令和元年分（令和2年度）町の申告会で「利用者識別番号（16桁）」を取得した方→「利用者識別番号等の通知」
- ・ 税務署からの「お知らせはがき」や「お知らせ通知書」

〒税務課 ☎388-1112



▲e-Tax
国税電子申告・納税システム
「利用者識別番号取得」

岐阜南税務署 確定申告相談と確定申告会場

岐阜南税務署では、1月18日（月）まで所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告相談を受付けています。税務署での申告相談は事前予約制ですので、必ず電話で予約のうえ、ご来署ください。

1月19日（火）から3月30日（火）までの期間は、マーサ21 4階マーサホール（岐阜市正木中1丁目2番1号）に確定申告会場を設け、申告相談を受付けます。なお、会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要となります。「入場整理券」は当日会場で配布するほか、オンラインで事前に入手できる仕組みも導入する予定です。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

予約☎岐阜南税務署 ☎271-7111

自宅で確定申告(国税庁ホームページの活用)

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を活用すれば、画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成でき、混雑する申告会場に出向くことなく、ご自宅から確定申告が行えます。

「ID・パスワード方式」による電子申告、「マイナンバーカード方式」による電子申告、郵送による申告の3通りの方法があります。



「ID・パスワード方式」による電子申告

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書をe-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して電子送信します。なお、「ID・パスワード方式」は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの申請をお願いします。

※岐阜南税務署で発行する「IDとパスワード」が必要です。運転免許証などの本人確認書類を持参して取得してください。

※令和元年分(令和2年度)町の申告会場で「利用者識別番号(16桁)」を取得した方は、「利用者識別番号等の通知」を併せてご持参ください。

※詳しくは、【e-Tax】国税電子申告・納税システム「ID・パスワード方式について」をご覧ください。



「マイナンバーカード方式」による電子申告



国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書をe-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して電子送信します。

※マイナンバーカードとICカードリーダーライター、またはマイナンバーカード対応のスマートフォンが必要です。

※詳しくは、【e-Tax】国税電子申告・納税システム「マイナンバーカード方式について」をご覧ください。



郵送による申告

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成・印刷し、税務署に郵送します。

【確定申告書の郵送先】

〒500-8567 岐阜市加納清水町4丁目22番地2 岐阜南税務署宛



関税務課 ☎388-1112

令和2年分確定申告に関する情報をまとめてチェックできます。

>>> 国税庁ホームページ「令和2年分 確定申告特集(準備編)」



所得控除の確認をお忘れなく

控除とは、課税の対象となる所得金額から一定の金額を差し引く仕組みのことです。各種控除の対象者が必要書類を添えて申告することで、課税対象の所得が減額され、税額も減りますので、申告をされる際には、事前に所得控除についても確認しましょう。

なお、次の所得控除については事前に書類を作成したり、担当窓口で交付申請する必要がありますので、早めの準備をお願いします。

事前に書類の準備が必要な所得控除

種類	①医療費控除 ②③のどちらか選択		②要介護認定を受けている方の障害者控除	③空き家の譲渡所得特別控除特例
	②医療費控除	③セルフメディケーション税制		
要件	医療費が10万円(総所得金額等が200万円未満の場合はその所得などの5%)を超えた場合	対象の医薬品購入費が12,000円を超えた場合 ★健康の保持や増進、疾病の予防など一定の取り組みを行っていることが要件	障がい者などに準ずる方 (障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の方で、要介護認定を受けている方)	相続した空き家や、相続した空き家を取り壊した後の土地を譲り渡した場合
申告時の添付書類	医療費控除の明細書 ※明細書は、病院の領収書や薬局のレシートから、ご自身で作成してください。	セルフメディケーション税制の明細書	障害者控除対象者認定書	被相続人居住用家屋等確認書
申告できる方	医療費・医薬品購入費を支払った本人または生計を一にする配偶者やその他親族		「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた65歳以上の方またはその方を扶養している方	相続した空き家もしくは空き家を取り壊して売却した相続人
担当窓口	税務課 ☎388-1112		健康介護課 ☎388-7171	環境経済課 ☎388-1114

※②③の書類の発行手続きに関する詳細は、担当窓口へお問合せください。

ふるさと納税のワンストップ特例制度を利用されている方へ

ワンストップ特例制度は、寄附先の団体に申請をすることで、確定申告をすることなく住民税の寄附金控除のみ受けることができる制度です。ただし、ワンストップ特例制度を申請されていても、上記の医療費控除などで確定申告をされると、ワンストップ特例制度が無効になり、住民税の寄附金控除が外れてしまいます。確定申告される方は、寄附先の自治体から発行される「寄附金受領証明書」を添付し、忘れずに寄附金控除も申告しましょう。

圃税務課 ☎388-1112



●まつなみ健康増進クリニック
●人間ドック・健診センター
●人工透析センター
●まつなみリサーチパーク(医学研究所)
●松波総合病院介護老人保健施設
●まつなみ訪問介護ステーション
●まつなみ訪問看護ステーション
●松波総合病院居宅介護支援事業所
●まつなみケアプランセンター

☎058-388-0111(代)
<http://www.matsunami-hsp.or.jp>

循環社会に奉仕する

笠松町許可業者

有限会社 内田商会

生活系ごみ 事業系ごみ 引越などの粗大ごみ

羽島郡笠松町大池町9番地の1
TEL 058-388-1006
FAX 058-388-0765